

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

ページ

○宮城県議会議員補欠選挙の期日

一

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者

一

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時

一

○宮城県議会議員補欠選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額

一

○直接請求に要する選挙権を有する者の数(二件)

一

○開票事務と選挙会事務とを併せて行わないこと

二

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所

二

○宮城県議会議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時

二

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十四条第一項の規定により、宮城県議会議員補欠選挙(岩沼選挙区)を次のとおり行う。

令和四年五月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 選挙期日 令和四年六月五日

二 選挙すべき議員の数 一人

○宮選管告示第五十九号

令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙(石沼選挙区)における選挙長及びその職務を代

理すべき者を次のとおり選任した。

令和四年五月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

選挙長 仙台市太白区 佐藤 武志

同職務代理者 仙台市泉区 工藤 宏司

○宮選管告示第六十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙(岩沼選挙区)における選挙会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和四年五月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 場所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日時 令和四年六月七日 午前十時

○宮選管告示第六十一号

令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙(岩沼選挙区)における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和四年五月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

候補者一人につき 金六、九三三、七〇〇円

○宮選管告示第六十二号

令和四年五月二十六日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三八、五〇三

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三四〇、六四一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

岩 沼 選 挙 区 一二、一八四

○宮選管告示第六十三号

令和四年五月二十六日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年五月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四〇、六四一

○宮選管告示第六十四号

令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙（岩沼選挙区）における開票の事務を選挙会の事務に併せて行わないものとする。

令和四年五月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

○岩補選告示第一号

令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙（岩沼選挙区）における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和四年五月二十七日

宮城県議会議員補欠選挙岩沼選挙区

選挙長 佐 藤 武 志

仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

○岩補選告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による令和四年六月五日執行の宮城県議会議員補欠選挙（岩沼選挙区）における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和四年五月二十七日

宮城県議会議員補欠選挙岩沼選挙区

選挙長 佐 藤 武 志

一 場 所 仙台市太白区長町七丁目二番二〇号 宮城県仙台南県税事務所

二 日 時 令和四年六月二日 午後五時